

◆ 申請についてのQ & A ◆

過去に多く寄せられた質問への回答を記載しました。申請の際には参考にしてください。

ここに記載がない内容で御不明な点がある場合には、静岡県出納局用度課（054-221-3240）までお問合せください。

質問	回答
該当する営業種目がない	<p>①参加を予定している入札案件がある場合 特定の営業種目で資格を取得していることが入札参加の条件とされます。参加を予定している入札案件がある場合は、入札を執行すると考えられる執行所属に御相談ください。</p> <p>②近日中に参加を予定している入札案件がない場合 営業種目分類表を参照し、内容が最も近い営業種目を選択してください。今後入札に参加する際に、営業種目を変更する必要がある場合には、変更・追加の手続きを行ってください。 ※その他参加を希望する営業種目のみ変更可。主に参加を希望する営業種目は変更不可。</p>
申請から認可までにはどのくらいの期間を要するか	<p>定期審査・予備審査 申請日にかかわらず、8月下旬に結果通知書を発送します。</p> <p>追加申請（令和5年9月1日以降の申請） 申請書類が不備なく提出された日から1か月程度です。なお、申請数が多い時期は、手続きに時間がかかることがありますので、余裕をもって申請してください。</p>
合併・分割等により、新会社を設立した場合、資格の取得は可能か	<p><u>1年以上営業していない方は、原則資格取得はできません。</u> ただし、会社法等に基づく手続で、既に1年以上営業している法人・個人事業主からの営業実績の承継が認められ、資格が取得できる場合もあります。詳細は、出納局用度課までお問合せください。</p>
国の全省庁統一資格を取得済みだが、静岡県の執行する入札に参加できるか	<p>参加できません。 静岡県の入札参加資格を取得する必要があります。</p>
静岡県の入札参加資格を取得した場合、県内市町で執行する入札にも参加できるか	<p>参加できません。入札参加資格は、それぞれの地方公共団体の長（県知事、市長、町長等）が定めることができるとされています。 市町の執行する入札に参加を希望する場合は、当該市町にお問合せください。</p>
「委任状」と「申請に関する委任状」の違いは	<p>委任状 支店等に契約等の権限を委任するものです。</p> <p>申請に関する委任状 入札参加資格審査申請における委任状です。記載誤りを訂正する際には、原則実印が訂正印となりますが、当該委任状を提出した場合は、代理人印を訂正印とすることができます。</p>